この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第64回会合議事録

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第64回会合

日時：令和７年５月20日（火）16時00分～
場所：Web会議による開催

議題１　「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）」の進捗状況について
議題２　令和６年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）について
議題３　青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について
議題４　令和６年度「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査」調査概要について
議題５　ICTeacher’s 学校現場実践報告について
議題６　「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の進捗状況について
議題７　「こども若者★いけんぷらす」によるこどもからの意見の聴取について

出席者
【委員】木村座長、上沼委員、尾上委員、北林委員、佐川委員、執行委員、曽我部委員、竹内委員、中川座長代理、桝田委員、松下委員
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、西川総務課長、近藤安全対策課長
【関係省庁】警察庁生活安全局人身安全・少年課課長補佐、警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室法務専門官、法務省刑事局刑事課局付、法務省人権擁護局調査救済課補佐官、法務省人権擁護局人権啓発課補佐官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官

○木村座長　定刻となりましたので、第64回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、御多用のところ、御出席くださり、誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から会議の注意事項と資料の確認を頂きます。よろしくお願いします。

○事務局　本日の会議はWebexで行います。万が一、通信が途切れてしまった場合は、一旦議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局のほうで進行するという形を取らせていただきます。

なお、前回と同様に、本日もお申込みのありました報道関係や業界団体の方々などがウェビナーで視聴されていることを申し添えます。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。資料は資料１－１から資料７までがございますので、お手元に準備をお願いいたします。

以上でございます。

○木村座長　ありがとうございます。

次に、委員の出欠状況等について事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局　それでは、御報告いたします。

本日、中川座長代理が遅参される予定でございます。そのほかの委員は御出席です。

○木村座長　どうもありがとうございます。

次に、委員の御所属や役職の変更があるということですので、これも事務局から御報告ください。

○事務局　議事次第の裏面、出席者名簿のとおり、一般社団法人セーファーインターネット協会、佐川英美委員の役職がネットセーフティ・スペシャリストから参事に変更しております。

また、桝田佳江委員の御所属と役職が板橋区立舟渡小学校校長から板橋区立高島第二小学校校長に変更となっております。

○木村座長　どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は７つございます。議事次第にありますように、議題１が「『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）』の進捗状況について」、議題２が「令和６年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）について」、議題３が「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について」、議題４が「令和６年度『オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査』調査概要について」、議題５が「ICTeacher's学校現場実践報告について」、議題６が「『インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ』の進捗状況について」、議題７が「『こども若者★いけんぷらす』によるこどもからの意見の聴取について」でございます。本日はこの議題に沿って御

報告、発表いただいた上で議論を進めたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題１の第６次計画の令和６年度の進捗状況についてでございます。まず、こども家庭庁から御説明いただけますでしょうか。

○こども家庭庁　こども家庭庁、事務局でございます。

議題１について御説明いたします。資料１－１から１－３を御覧ください。

まず、資料１－２、第６次基本計画のフォローアップの一覧です。各関係省庁における実施状況、関連予算等をまとめておりますが、分量が大変多くなっておりますので、概要を資料１－１にまとめております。

資料１－１を御覧いただきますと、第６次基本計画の項目に沿って５つの項目、１が「教育及び啓発活動の推進」、２といたしまして「青少年フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等」、３といたしまして「民間団体等の支援」、４といたしまして「その他重要事項」、５といたしまして「推進体制等」の各項目を立てておりまして、各関係省庁の主な取組を記載しております。後ほど各関係省庁から令和６年度における進捗状況について御説明いただきますが、併せて御参照いただければと思います。

続きまして、資料１－３を御覧ください。こちらは、こども家庭庁における令和６年度の主な取組内容となっております。４つございます。

１つ目は「検討会の開催、基本計画の見直し」でございます。令和６年度には４回の検討会を実施いたしております。第５次基本計画の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、第60回、これは令和６年５月に開催したものでございますけれども、第60回の検討会における議論を経まして、令和６年９月の計画推進会議におきまして、第６次青少年インターネット環境整備基本計画が決定されたところでございます。

２つ目は「広報・啓発活動の実施」でございます。本年１月、保護者向けの普及啓発リーフレットを作成いたしまして、ホームページで公表しておりますほか、都道府県や教育委員会を通じて周知を図っているところでございます。今回のリーフレットは、親子のルールづくりのヒントにしていただくために、「こども若者★いけんぷらす」を通じましてこどもたちから聴取したインターネットやスマホを使うときのルールについて記載しているところでございます。また、本年２月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」が始まりまして、現在も実施中でございますが、多くの青少年が初めてスマートフォンを手にする春の卒業・進学あるいは進級の時期に特に重点を置きまして、関係省庁、関係団体、地方自治体等と連携・協力しまして、スマートフォンやSNSでの安全・安心な利用のための啓発活動の取組を集中的に展開しているところでございます。

３つ目は「実態調査等の実施」についてでございます。令和６年度のインターネット利用環境実態調査の結果概要につきましては、この後、議題２において御説明いたします。また、諸外国調査につきましては、令和６年度にはオーストラリア及びイギリスにおける青少年インターネット環境整備に係る取組について調査を実施しておりますが、この後、議題４において御説明いたします。

最後に４つ目は「地方連携フォーラムの開催」でございます。地方の関係機関・団体が連携しまして、自立的に取組を実施できる体制構築の推進を図るべく、令和６年度は徳島県において開催しております。

こども家庭庁からは以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

質疑ですけれども、各関係省庁の御報告が一通り終わった後でお願いできればと存じます。よろしくお願いします。

では、続きまして、警察庁からお願いいたします。

○警察庁　それでは、警察庁からインターネット利用に伴う少年の犯罪、被害防止に向けた警察の取組について御説明させていただきます。

資料１－４でございます。まず、第１に「SNS等の利用に起因する事犯の取締りと被害防止広報」です。令和６年中にSNSを通じて面識のない被疑者と知り合い、交際や知人関係に発展する前に性犯罪等の被害に遭った児童数は1,486人であり、うち136人が小学生であるという状況でした。警察では児童に対する性犯罪の取締りを徹底する一方、旧TwitterのＸを対象として、子供の性被害等につながり得る書き込みに対する注意喚起、警告活動を推進しております。また、オンラインゲームを含むSNSに起因する性犯罪の被害児童数が高い水準で推移していることから、子供が犯罪に巻き込まれるきっかけとなるオンラインゲームのリスクについて保護者等の皆様に知っていただきたい事項について、本年２月、警察庁から注意喚起を発出いたしました。

第２に「事業者による取組の支援等」です。警察庁では、SNSを運営する23事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の参加事業者をはじめとしたSNS事業者と定期的に面談を行い、児童被害の情勢や被害傾向等に関する情報提供を実施しております。また、警察庁においては、一般のインターネット利用者等から、違法情報や、個人の生命・身体等に危害を加えるおそれが高い重要犯罪等と密接に関連する情報、他人を自殺に誘引・勧誘する情報に関する警察への通報及びサイト管理者への削除依頼を行う「インターネット・ホットラインセンター」を運用しております。同センターを通じた児童の性被害に関連する取組としては、令和６年のインターネット上の児童ポルノ削除依頼件数が274件、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織であるINHOPEへの通報件数が2,387件となっております。また、サイバーパトロールを委託している民間事業者からの通報に基づく同センターによる削除依頼は同じく令和６年中6,225件となっております。

第３に「関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等」でございますが、警察では、いわゆる「闇バイト」といった犯罪への加担防止のための広報を学校等と協力して実施しているほか、インターネットの適切な利用及びペアレンタルコントロールの普及に向けた啓発用動画やリーフレットを活用した広報啓発の推進、サイバー防犯ボランティアの育成・支援の推進といった取組を進めております。

警察といたしましては、引き続き、SNS等の利用に起因する事犯の取締りを推進するとともに、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

警察庁からは以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。

では、続けて、総務省、お願いできますでしょうか。

○総務省　総務省でございます。

６次計画に基づく総務省の主な取組、大きく３つの取組を御紹介いたします。

１つ目が青少年向けの施策でございますが、まず、技術的な観点からのインターネット利用環境の整備、特に青少年インターネット環境整備法に基づく携帯電話事業者によるフィルタリングの継続的な利用の促進を図っております。また、ペアレンタルコントロールにつきましては、保護者向けの動画で普及啓発を図っております。中ほどにありますように、実際に生じたトラブル事例を含む、トラブルの予防法をまとめたインターネットトラブル事例集を作成して小・中学校に周知しています。また、技術の進展等に併せて、毎年更新を図っておりまして、最新版には、偽・誤情報や闇バイトについても掲載事例に盛り込んでおります。それから、学校等で無料の啓発講座、これをｅ－ネットキャラバンと呼んでおりますが、全国で開催しておりまして、昨年度は、児童生徒、保護者を含め、約44万人に受講いただいております。さらに、チェックテスト、ICTリテラシーに関する啓発教材を作成しまして、活用を促しております。

２つ目は、幅広い世代に対する取組といたしまして、次のページで詳細を御説明しますけれども、本年１月から「デジタル ポジティブ アクション」という啓発プロジェクトに取り組んでいます。

３つ目は、ネット上に拡散する偽・誤情報への対策、それから、生成AI活用のためのリテラシー向上など、新たな課題、新たな技術の進展を踏まえまして、青少年を含む利用者が知っておくべきこと、活用の際の留意点につきまして、普及啓発を実施しております。

次のページは、本年１月から取り組んでおります普及啓発のプロジェクト「デジタル ポジティブ アクション」でございまして、ロゴを掲載しております21の企業・団体と連携しまして、ICTリテラシー向上に向けた社会的機運の醸成を図っております。

取組内容は下の３つでございます。世代に応じた多様な普及啓発を行っているということ、SNS・携帯画面上で様々な注意喚起、警告など、サービス設計上の工夫をやっていただく、こういった各事業者による自主的な取組を促しているということ、それから、信頼性の高い情報が偽・誤情報に埋もれないように事業者によって信頼性の高い情報を表示することを工夫していただく、そういう自主的な取組を推進しているということでございます。

以上、総務省としましては、今年度もこども家庭庁さんをはじめとする関係省庁あるいは関係事業者と連携しながら取組を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

次に、法務省、お願いできますでしょうか。

○法務省　法務省です。

それでは、法務省から資料１－６、１－７に基づいて説明させていただきます。

まず、資料１－６です。サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現するための施策、これに関する取組について御説明いたします。

検察当局におきましては、サイバー犯罪対策を含む先端犯罪捜査と調査のために令和３年４月に先端犯罪の捜査、公判支援等を行うJPEC（先端犯罪検察ユニット）を創設しております。JPECでは、情報通信技術が手段として用いられた犯罪等の解明に有益な情報の収集・提供や、先端犯罪の捜査、公判支援を行うなどしているところです。そのほか、検察官、検察事務官向けにデジタルフォレンジックに関する研修を実施するなどして、サイバー犯罪に適切に対処できるよう体制整備を行っております。

また、検察当局におきましては、刑事訴訟法の記録命令付差押えといった制度を適切に運用して、証拠を収集し、不正指令電磁的記録作成罪、いわゆるウイルス作成罪等のサイバー犯罪に関する規定等を適切に適用し、サイバー犯罪を犯した者に対し厳正な科刑の実現に努めております。

なお、先週ですが、いわゆる刑事IT法案というものが成立しまして、その上で電磁的記録提供命令という新たな制度の運用が今後開始されることとなり、記録命令付差押え制度というものはなくなることを確認しております。

以上が資料１－６の内容です。

続いて、資料１－７です。こちらについては、児童を被害者とする性犯罪等に対し、児童の保護を図りつつ、これを犯した者に対する厳正な科刑を実現するための施策についての取組でございます。

検察当局におきましては、警察及び児童相談所の担当者と検察官とが児童の聴取方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴取をするという代表者聴取の取組を実施しており、被害に遭った被害児童の負担の軽減に向けた取組を実施しております。代表者聴取実施場所は、資料に写真を掲載しておりますが、代表者が子供から聴取を行う場所と別室のモニター室で構成され、聴取を行う代表者以外の担当者は、代表者が子供から聴取している状況をモニター室で確認しながら、補充して質問すべき事項を代表者に伝えるなどしております。

また、令和５年には刑法が改正されまして、強制わいせつ罪、強制性交等罪がそれぞれ不同意わいせつ罪、不同意性交等罪となった上、16歳未満の者に対する面会要求等罪が新設されました。同じくして施行された性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態等の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律には、いわゆる盗撮等の犯罪の罰則が規定されております。

検察当局におきましては、このような各法律の内容や趣旨を踏まえ、児童を対象とする

性犯罪等に対し厳正に対処するよう努めており、引き続き、このようにして厳正な科刑の実現に取り組んでいく所存であります。

法務省からは以上でございます。

○木村座長　ありがとうございました。

１－８はどういうふうにすればよろしいですか。

○法務省　法務省人権擁護局のほうから資料１－８について説明を差し上げます。

○木村座長　お願いいたします。

○法務省　資料は大きく人権相談と人権啓発活動に分かれておりまして、前半は私、人権擁護局調査救済課のほうから御説明いたします。

法務局では、被害を受けた子供からの人権相談を受け付けるため、様々なツールを用意しています。まず、１つ目が「こどもの人権110番」、これは全国共通のフリーダイヤルとなっております。２つ目が、近年、若年層におきましては、電話よりもチャットのほうが比較的抵抗が少ないということで、LINEや１人１台端末などを通じてチャットによる人権相談を実施しております。３つ目が「こどもの人権SOSミニレター」です。こちらは、郵送料の負担なく法務局に手紙を送ることができるもので、夏休み前までに全国の小中学校の全ての児童生徒に配布しております。４つ目ですが、インターネットを利用してメールによる人権相談を受け付けています。

調査救済課としては以上です。

○法務省　続きまして、資料の２枚目、インターネット上の誹謗中傷に係る人権啓発活動ということで、人権啓発課のほうから御説明させていただきます。

主に４つ項目がございます。まず、SNS事業者と連携した人権啓発活動ということで、総務省やソーシャルメディア利用環境整備機構などと共同しまして、特設サイトを開設し、啓発活動を実施しているところでございます。

次に、SNS・インターネット広告ということで、資料にありますようなバナー広告を利用して啓発活動を実施しております。

さらに、人権教室の実施ということで、学生を主な対象としまして、インターネット上の人権侵害をテーマとした人権教室を実施しておりまして、また、携帯電話会社が実施しているスマホ・ケータイ安全教室といったものがありますが、これと連携・協力した人権教室なども実施しているところでございます。

最後に、啓発冊子等の配布・配信ということで、学生やその保護者を対象としまして、資料にありますような冊子の配布や動画配信などを行っているところでございます。

法務省人権擁護局からは以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

次に、文部科学省、お願いできますでしょうか。

○文部科学省　文部科学省でございます。

資料１－９を御覧ください。資料にお示しするとおり「子供・保護者への啓発」「学校

における情報モラル教育の推進」「ネットいじめへの対応」を中心として取り組んでいるところでございます。

まず「子供・保護者への啓発」についてでございますが、関係省庁との連携による啓発といたしまして、こども家庭庁と連携いたしました「春のあんしんネット・新学期一斉行動」による保護者等への呼びかけや、総務省や民間企業等と連携した児童生徒、保護者、教職員を対象とする啓発講座（ｅ－ネットキャラバン）実施の支援を行っております。また、警察庁と連携したネット利用に起因する性被害や犯罪の防止に向けた啓発資料を作成いたしまして、各学校等に周知を図っているところでございます。さらには、総務省と連携した、ネットトラブル事例集を活用した啓発を図るとともに、保護者向けの子供のネット利用に関する啓発リーフレットの配布等を行っているところでございます。また、文部科学省の予算事業といたしまして、保護者等を対象にネットモラルキャラバン隊等を通じて各地でインターネットの適切な利用等に関する啓発シンポジウムを実施するとともに、地域における先進的な取組の推進支援や、家庭教育の取組に関する支援等を行っているところでございます。

続きまして「学校における情報モラル教育の推進」に関しましては、現在の学習指導要領の総則におきまして、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置づけまして、教科等横断的な指導を推進しているところでございます。また、各学校現場における取組を支援するため、文部科学省の情報モラル教育ポータルサイトにおきまして、啓発資料を公表するとともに、教師向けの指導者セミナー等の実施にも取り組んでいるところでございます。

次に「ネットいじめへの対応」についてでございますが、まず、いじめ防止対策推進法におきまして、ネットを通じて行われるいじめも含まれることを規定しているところでございます。当該法律に基づきまして、ネット上のいじめに対処する体制を整備すること等を盛り込んだ「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしまして、取組を進めているところでございます。ネットいじめを含むいじめへの対応に関しましては、チームとして教育相談や関係機関との連携等を図ることが重要でありますので、このため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実に努めているところでございます。さらに、児童生徒の様々な悩みの相談に応じるSNS等を活用した相談体制の構築に関する取組についても支援を行っているところでございます。

青少年の安全・安心なインターネットの利用に関する取組につきましては、青少年インターネット環境整備法及び有識者の先生方にも様々御議論いただいて策定されました第６次基本計画の方向性を大切にしながら、政府関係機関と連携し、地道な取組を進めることが重要であると考えております。引き続き、先生方の御指導を賜りながら、関係省庁の皆様と密に連携を図り、取組を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

次に、経済産業省、お願いいたします。

○経済産業省　経済産業省商務情報政策局です。

経産省から取組について大きく３つ御紹介いたします。

まず、１つ目の「事業者や業界団体等を通じた働きかけ」として「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、インターネット接続機器の製造事業者、OS開発事業者、ｅコマースなどの事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題を案内するとともに、本行動の普及啓発等や、ペアレンタルコントロール機能に関する普及啓発など、協力を依頼しております。各事業者・団体のウェブサイトなどにおいて本行動の普及啓発やペアレンタルコントロール機能の紹介など協力を頂いているところでございます。

２つ目の「フィルタリングの対応状況調査」につきまして、平成24年度以降、毎年５月と11月に事業者によるフィルタリングなどの対応状況の調査を実施しております。令和６年11月時点の調査結果といたしましては、パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は全て155機種、また、インターネット接続により外部サイト閲覧可能なTV149機種のうち、フィルタリング対応機種はこちらも全てとなっておりまして、149機種対応しているという調査結果になっております。

３つ目の「IPAを通じた情報セキュリティ教材の提供」でございます。１番目に、令和５年度から情報セキュリティ初心者向けに情報セキュリティ対策やSNSとの付き合い方などを解説する教材を作成しまして、ホームページにて公開しております。令和６年度は、同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセスがございました。２番目に、「情報セキュリティ10大脅威2024」の個人編をベースに、初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威2024[個人編]（一般利用者向け）」を公開しまして、こちらは14,328ダウンロードの実績がございます。３番目に、平成18年度から情報セキュリティに関する意識醸成と興味喚起を目的に「ひろげよう情報セキュリティコンクール」を開催しまして、全国の青少年から情報セキュリティに関する標語やポスターを募集して表彰しております。2024年度の応募総数は30,636点でございました。

このように経済産業省はこれまでの取組を今後も継続し、関係省庁とさらなる取組について検討してまいりたいと思います。

経産省からは以上になります。

○木村座長　どうもありがとうございました。

それぞれ短い時間で申し訳ありませんでしたが、取りまとめ、ありがとうございます。

では、質疑に移りたいと存じますが、質疑等ある方は挙手等お願いいたします。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　竹内です。よろしくお願いします。

どの説明も分かりやすかったです。総務省に質問があります。今年度、デジタルポジテ

ィブアクションに取り組んでおられます。非常に良い取り組みと感じていますが、どんな成果があがっているか、お聞きしたいです。

また、総務省は、課題解決にも取り組んでおられます。フィルタリングの覆面調査は重要な調査だと思います。ポジティブに使っていくためには、覆面調査での実態把握が重要と感じます。そこで分かってきたこと等、言える範囲で教えていただきたいと思います。

○木村座長　ありがとうございます。

総務省、いかがでしょうか。

○総務省　御質問ありがとうございます。

まず、「デジタル ポジティブ アクション」の御質問からお答えさせていただきます。この取組は１月に始まったばかりでございまして、開始時、参加が19の団体だったのが、まだ途上でございまして、成果という意味では、公にこういった成果がありましたということを発表できるところではございません。ですが、例えば御覧いただいている資料の下の２つになりますが、サービス設計上の工夫をしていただくことは、SNS上でいろんな注意喚起、警告のようなものをサービスの仕様として出していただく、そういった取組の、ベストプラクティスを共有しながら利用を促していくということです。また、情報の信頼性が懸念されますけれども、様々な活動が進んでいく中でこちらについても取り組んでいただくことになると思います。それから、ICTリテラシーに関する実態調査を最近実施しておりますし、さらには、ウェブあるいはテレビCMなども始め、盛り上げていきたいと考えている状況でございます。

２点目のフィルタリングの覆面調査の御質問であったと思います。これは、こちらの検討会だけではなくてワーキングにも絡んでくる話かと思いますが、フィルタリングに関する実態を把握した上で、さらにこれに取り組むのかという議論、それから、青少年が有害情報を受信してしまう、閲覧してしまうということに対する課題への対応として青少年インターネット環境整備法の中でフィルタリングという機能があるわけですけれども、それだけで本当にいいのか、むしろ青少年が発信する側の立場として何らかの対応をしていく必要があるのではないか、こういった課題も指摘されていると思います。まずは、御指摘のとおり、青少年が受信する側の立場としての対応がどうなっているのかということであります。覆面調査につきまして、昨年度の実施結果はまだ公表されておりませんので、令和５年度の状況になりますけれども、年齢確認義務と説明義務についての調査でございます。携帯キャリア４社につきましては、全体で88％、年齢確認義務が履行されている状況であるということです。また、説明義務につきましても94％、有効化措置義務につきましても81％が履行されている状況でございます。推移もあるのですが、おおむね上向いてきているような状況にあるかと思います。

私からは以上です。

○木村座長　ありがとうございます。

竹内先生、よろしいでしょうか。

○竹内委員　各省庁が縦割りではなくて、みんなで子どものポジティブなネット利用を支えていくことは重要で、さらに総務省の覆面調査、これは大変な面倒くさい作業ですが、各販売店に、調査員が覆面で対応を確認する、とても貴重なデータだと思います。年齢認証は88％がやっている。これは日本の事業者のすばらしいところだと思いますが、88％ということは12％が抜け落ちているということでもあります。どこかの事業者のグッドプラクティスを共有するとか、うまくいっていない企業はうまくいっている企業のノウハウを学ぶとか、子供を守るためには年齢認証や説明義務は重要です。できていない理由はそれぞれあると思いますので、現行法の中で見直すべきところは見直して、法で対応できないところについては考えていく。そういう姿勢が必要だと思います。しかも現行法の中で足りないところはどこかというのをやっていけばいいかなと思います。以上です。ありがとうございました。

○総務省　関係省庁や事業者と連携しながら取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○木村座長　ありがとうございます。

ほかの御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題１は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題２の「令和６年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）」に移ります。こども家庭庁から御説明いただけますでしょうか。

○こども家庭庁　事務局でございます。

資料２に基づいて御説明させていただきます。

令和６年度におきましても実態調査を実施しております。調査結果の主な部分を御報告させていただきます。

まず、２ページを御覧いただければと思いますが、調査設計ということで、どのような形で調査したのか、記載してあります。３つの調査、青少年調査、保護者調査、低年齢層調査を行っておりまして、青少年調査につきましては、満10歳から満17歳の青少年5,000人に対して、保護者調査は、これら青少年と同居する保護者5,000人に対して行ったもの、低年齢層調査につきましては、０歳から満９歳の子供と同居する保護者3,000人に対して行った調査ということになります。

続きまして、５ページを見ていただければと思いますが、青少年のインターネット利用率です。経年比較がございますが、令和６年度につきましては、高校生は99.4％、中学生は98.1％、10歳以上の小学生は97.2％となっておりまして、全体で見ますと98.2％ということで、10歳以上の青少年にとってインターネット利用は日常生活の一部になっている、そういった状況にございます。機器ごとに見ますと、スマートフォンを使ってインターネットを利用する率は、高校生について見ますと98.3％、中学生は89.1％、小学生10歳以上は66.7％、このような結果となっております。

続きまして、７ページを御覧いただければと思います。こちらは年齢別で見たものでご

ざいます。10歳以上の青少年調査では大きな変化はなかったところでございますが、低年齢層に注目いたしますと、１歳が前年度比プラス9.8ポイントで42.9％、３歳が前年度比プラス13.9ポイントで72.6％、そのような結果が出ているところでございます。低年齢層調査を始めたのが平成30年ですが、平成30年以降におきまして、１歳、３歳、４歳のインターネット利用率は過去最高となっているところでございます。

続きまして、８ページを御覧ください。これは、令和６年度の調査結果より概要版に、年齢別のスマートフォン、契約していないスマートフォンの利用率を参考資料として追加しているものでございます。

続きまして、11ページを御覧いただければと思います。スマートフォンの専用率は、特に10歳以上の青少年の専用率が年々高まっておりまして、13歳以上になりますと９割以上が自分専用のスマホを利用している、そういった内容です。

続きまして、12ページを御覧ください。利用内容についての調査でございますが、どんなことに使っているかということでございます。利用内容は、小・中・高とも「動画を見る」が一番多いという結果になっております。そのほか「投稿やメッセージ交換をする」「勉強する」、そういった項目もかなり高めの数字が出ているところでございます。

続きまして、13ページを御覧いただければと思います。低年齢層の子供の利用内容ですが、「動画を見る」が９割を超えている状況でございます。また「勉強する」というのもかなり増えている、そういった状況でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。利用時間に関する結果ですが、10歳以上の平日１日当たりのインターネット平均利用時間は、前年度と比べまして、約５分増加いたしまして約５時間２分、そのような結果が出ております。この平均利用時間にはスマホのほかにもGIGA端末、１人１台端末等の利用時間も入っているということになります。

16ページを御覧ください。こちらは低年齢層の平均利用時間に関するものでございますが、平均利用時間は約２時間９分となっておりまして、前年度比約４分の増加、微増ということになっております。

19ページを御覧ください。これは保護者の取組に関する調査結果ですが、10歳以上の保護者の84.6％が何らかの形で子供のネット利用を「管理している」と回答しているところでございます。この中でフィルタリング利用を見ますと45.8％となっておりまして、昨年比プラス1.6ポイントとなっているところでございます。少し増えているという状況でございます。

20ページを御覧ください。これは低年齢層の子供の保護者による何らかの取組でございますが、一番多いのが、親の目の前、子供が見ている画面が見える距離で使わせているというのがかなり大きなパーセンテージとなっているところでございまして、そのほかにも、利用してもよい時間や場所を決めて使わせている、これが取組の上位に来ているという状況でございます。他方、フィルタリングについて見ますと20％弱、このような結果になっているところでございます。

以上、令和６年度の調査結果、簡単ではございますけれども、主要なポイントにつきまして、報告させていただきます。

なお、令和７年度の調査におきましては、利用内容につきまして、AIの利活用などの実態把握、あるいは保護者のフィルタリングの認知、これは資料の24ページにも載っているところですが、保護者がどれぐらいフィルタリングを知っているか、こういった調査も行っているところでございます。「知っていた」「何となく知っていた」、この２つを合わせれば９割、そういった結果が出ているところですが、令和７年度の調査におきましては、もう少し踏み込んだ実態把握ができればと考えているところでございます。

以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

それでは、今の点について御質問等あればお願いいたします。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　御説明ありがとうございました。

継続的に統計を出していただいていている関係でうかがいます。インターネットの使い方でルールを決めているというものがあったと思います。今までだと保護者とお子さんの両方に聞いていたような気がするのですが、18ページですが、今回はルールを決めているというのは保護者の方に聞いているということでいいですか。お子さんのほうからは聞いていなかったりします？

○こども家庭庁　お答えいたします。

それにつきましては、両方に聞いているということでございまして、18ページを見ていただきますと、青少年の回答、それから保護者の回答、この２つが出ているところです。

○上沼委員　ごめんなさい。一つの図の中で上下で出ているのですね。

○こども家庭庁　そうでございます。

○上沼委員　分かりました。

○こども家庭庁　これによって認識のギャップというのも見えてくるところでございます。

○上沼委員　そうですね。これは今まで結構大きかったので、これがあったほうがいいなと思って伺いました。

○こども家庭庁　失礼しました。説明を飛ばしてしまいましたので。調査は行っております。

○上沼委員　ありがとうございます。

続けて、もう一点だけいいですか。

○木村座長　お願いします。

○上沼委員　19ページから20ページの子供のインターネット利用に関する保護者の取組ですけれども、これは低年齢に聞いているということになります？

○こども家庭庁　19ページのほうが青少年の保護者に対して聞いているもので、20ページが低年齢層となっております。

○上沼委員　そういうことですね。今回、低年齢層に対しても追加して聞いてくださったということですね。
○こども家庭庁　はい、低年齢層の子供の保護者につきましてもどのような対策を講じているのかというのを。
○上沼委員　低年齢なのにフィルタリングがあまり進んでいないのは困るなぁ、というコメントをちょっと追加して申し上げておきます。
○こども家庭庁　フィルタリングを使っているという方もおられるわけですけれども、パーセンテージで見ると20％弱ということで、やはりこれは一つの課題となってくるのかなと思います。
○上沼委員　19ページより20ページ（低年齢）のほうが利用率が高くあってほしいと思うところですけれども、そこは逆転しているんだな、と思ったので、ちょっとコメントです。
　以上です。
○木村座長　ありがとうございます。
　ほかにはございますでしょうか。
　曽我部委員、お願いいたします。
○曽我部委員　どうもありがとうございます。曽我部です。
　今までの経緯があまり分かっていなくて場違いな質問かもしれないのですけれども、今回の資料２の16ページの辺りで低年齢層の子供の利用時間について調査があるわけですが、かなり長時間の利用がされているということが見てとれるわけです。私、完全に素人ですけれども、少し調べたところだと、例えばWHOは子供のスクリーンタイムについて一定の目安時間を示して注意喚起しているというようなことがあるわけです。それと比較すると実際は圧倒的に長いということがあって、これをどう考えるかというところで、これは毎年こども家庭庁さんが調査されて数字は出るわけですが、現状、これはWHOの推奨からすると長過ぎるのではないか、そういった評価の部分はどこかでされているのか、あるいはそれを啓発にフィードバックして、時間に留意すべきだとか、そういうことをされているのかという辺りをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。
○木村座長　ありがとうございます。
　お願いできますか。
○こども家庭庁　事務局でございます。
　こういった形で調査をして、低年齢層においてもかなり長時間の利用がされている、そういった御指摘でございまして、そういったことに対する評価をしているのかどうかということでございますけれども、この調査の中で直接そういった状況に対する評価がなされているというわけではないところでございますが、例えば今年の１月に出しております啓発リーフレットの中で、一つ項目としまして、デジタル機器と上手に付き合って健康づくりについても考えようという項目がございます。その中で、これは小・中・高生ということではあるのですけれども、１日当たり60分以上、体を動かし、画面を見ている時間は２

時間以内にすることが推奨されている、そのようなことも記載しているところでございます。先生御指摘の部分は低年齢層というところかと思いますが、引き続き、検討会において有識者の先生方の御意見なども伺いながら、さらなる対応といいますか、評価の部分を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村座長　ありがとうございます。

松下委員、お願いできますか。

○松下委員　全国高等学校PTA連合会の松下です。よろしくお願いします。

御説明ありがとうございました。

経緯をしっかり把握できていないので、皆さんが周知のことをお聞きするかもしれないのですが、まず、１ページ目の調査概要というところに「調査員が調査対象者に調査票を配布し」となっています。調査対象者というのはどのように抽出されているのでしょうか。質問です。

○木村座長　いかがでしょうか。

○こども家庭庁　事務局でございます。御質問ありがとうございます。

これは、なるべく偏りがないように、そういったことも考慮して対象者を抽出しているところでございます。

○松下委員　ということは、全国各地それぞれの地区に満遍なく調査員の方がいらっしゃってということですか。

○こども家庭庁　そのとおりでございます。全国を対象に実施している調査となります。

○松下委員　分かりました。

あと、今の曽我部委員の御質問を受けてですけれども、低年齢層の保護者の意識というところで、こういう結果が出て、どういった形で反映されているかといったところの続きなのですが、例えば全国に子育てひろばや子育て支援センターというものがあると思いますけれども、厚生労働省の管轄かもしれないですが、そういったところを通して啓発情報みたいなものがいったりとかしているのでしょうか。

○木村座長　事務局、お願いします。

○こども家庭庁　事務局から回答いたします。

先ほどの啓発リーフレット、今どきのネットの使い方ということで、毎年こども家庭庁で作成しているものがございますが、こういったものを活用しながら啓発活動を行っているところでございます。対象は様々でございまして、今、委員から御指摘があったようなところも含めてといいますか、なるべくそういったところにもリーチできるような形で啓発をやるように努めておりますけれども、やはり低年齢化というのも進んでいるところでございますので、委員御指摘のようなところにもこういった啓発をリーチできるように引き続きしてまいりたいと考えております。

○松下委員　ありがとうございました。

○木村座長　ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員　曽我部委員に付け加えです。低年齢のWHO云々の話がありましたが、重要な問題だと思います。低年齢だけではなくて青少年の長時間利用についても、きっちりどこの省庁のどの部署がやると決まっていません。このまま進むと、日本の子どもたちは、たいへんな時間をネットに費やすことになりかねません。時間がすべてではありませんが、国として、今後、法整備を考えていくときに非常に重要な点だと思います。低年齢に限らず、長時間利用は看過できない問題になっていると感じています。ネット依存という言葉を使うこと自体、一時難しいことがありました。WHOは「ゲーム障害」というのは認定しているが、「ネット依存」は認定していないから、という理由です。私は、長時間利用は日本の子どもたちの大きな課題になりつつあります。曽我部委員の御指摘は非常に重要だと思いますので、意見を述べておきます。

以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。今後の我々の議論でも非常に重要な御指摘だと思いました。

それでは、議題２は以上にさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、議題３の本検討会の当面の進め方（案）に移りたいと存じます。こども家庭庁から御説明ください。

○こども家庭庁　事務局でございます。

資料３を御覧ください。こちらは大きく３つございます。

１つ目の「検討の方向性について」は記載のとおりでございますけれども、第６次基本計画のフォローアップを継続して行っていくとともに、第６次基本計画の進捗状況を踏まえた様々な議論を行ってまいりたいと考えております。また、議論の論点整理を踏まえた上で、次期基本計画、これは第７次基本計画ということになりますが、第７次基本計画に向けて、さらに効果的な対策に向けた議論を行ってまいりたいと考えております。

２つ目の「検討の視点について」でございます。先ほど実態調査の結果概要について御説明したところでございますけれども、低年齢層の利用率については、１歳が42.9％、３歳が72.6％、４歳が77.1％という結果となっておりまして、いずれも平成30年の調査開始以降、数値としては最高というところでございます。今後の検討会におきましては、こういった青少年のインターネット利用の環境の実態を踏まえた上で、また、先ほど委員からも御指摘があったところでございますけれども、そういった点を踏まえた上で、さらに効果的な対策に向けた議論を行っていければと考えているところでございます。

３つ目の「今後の検討会の進め方」でございます。これは予定ということでございますが、本日、第64回の検討会ということでございまして、次の第65回の検討会は今年の夏頃

に開催できればと考えているところでございます。後ほどワーキンググループでの今の議論の状況等について改めて御説明させていただきますけれども、ワーキンググループの取りまとめの結果が出ましたら、検討会の委員の皆様にもその結果を報告させていただきたいと考えております。また、第66回につきましては、例年12月に高校生ICT Conferenceの最終報告会を行っておりますけれども、今年も12月にやりたいと考えているところでございます。そして、来年度以降でございますけれども、令和８年度は前半に第６次基本計画のフォローアップあるいは論点整理、関係者ヒアリングを必要に応じて行ってまいりたい。後半には、第７次基本計画に向けた検討会の報告書を策定する。令和９年夏頃に第７次基本計画、これは３年ごとの見直しということになっていますので、ちょうど夏頃に第７次基本計画の決定ということになろうかと思いますが、それに向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本件は以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問、御意見おありの方は、何かございましたらお願いいたします。

進め方としてはこのような内容でよろしいということで、特に御異議等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

では、当会の進め方についてはこの内容ということで確認させていただきました。ありがとうございます。

次に、議題４の「令和６年度『オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査』調査概要について」でございますが、これも事務局からお願いいたします。

○こども家庭庁　事務局でございます。

資料４を御覧ください。例年実施しております諸外国調査の調査概要ということでございますが、令和６年度につきましては、イギリスとオーストラリアを対象といたしまして、青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度、そういったものの調査を実施したところでございます。曽我部委員には本調査を御監修いただいたところでございまして、ありがとうございました。委員やオブザーバーの皆様には既に冊子版の報告書をお送りしているところでございますけれども、こちらの調査概要も御参照いただければと思います。

若干、調査結果について御説明させていただければと思いますが、まず、オーストラリアについてでございます。オーストラリアにつきましては、インターネットの安全な利用に関する規制法としまして、オンライン安全法という法律がございます。従来、青少年にとって不適切となる情報あるいは違法・有害コンテンツを規定した上で、ネット安全コミッショナー、これは青少年のオンライン安全法に関する監督組織というものですが、ネット安全コミッショナーがサービス事業者への様々な対応、例えばアクセスの遮断、削除、

こういったことについて規制していたものでございます。

従来、このオンライン安全法というものがあったのですけれども、オーストラリアにおきまして、SNSにまつわる様々な問題、例えば薬物濫用、自殺、自傷行為、暴力的コンテンツ、そういった極めて有害なコンテンツがオンラインで閲覧できてしまう、それが青少年に悪影響を及ぼす、そういった指摘がなされてきたところでございます。そういったことを受けまして、皆様も御案内のように、昨年11月にオンライン安全法が改正されまして、特定のソーシャルメディアプラットフォームに対しまして、16歳未満のこどもがアカウントを保有することができないようにする合理的な措置を取りなさい、こういった義務づけがなされたということでございます。こちらの規制対象となるプラットフォームは担当大臣が指定するということになっておりまして、例えばTikTok、Facebook、Instagram、そういったものが規制対象になる一方で、YouTube、そういった一部のものは対象外にされる見込みといったような話となっているところでございます。この改正法は年齢認証が肝となるわけですけれども、この年齢認証の仕組みについて検討を要するという理由から、施行まで最低１年とされているところでございますが、現時点ではまだ施行はされていない状況にございます。

以上がオーストラリアでございます。

それから、イギリスでございますが、イギリスにおきましては、2023年にオンライン安全法という法律が制定されております。その背景としてありましたのが、ネットいじめや、先ほどオーストラリアのところで説明したのと同様の問題、そういったことを背景にオンライン安全法が2023年にできたということでございます。

このオンライン安全法は、一定の条件を満たすオンラインサービスの提供者に対しまして、違法またはこどもに有害なコンテンツや活動によるリスクを特定・軽減・管理する、そういった義務を課すというものでございます。これは、アクセス評価というものがありまして、そのサービスのユーザーに相当数の子供を含むもの、あるいはこどもを引きつけるものである場合には自らの提供するサービスのアクセス評価を実施しなければならないといった規定、あるいは事業者は子供に有害なコンテンツへの接触を防ぐために適切なシステム及びプロセスにおいてサービスを運用しなければならないといったアクセス防止措置、そういったものが課せられているという内容になっているところでございます。

ごく簡単でございますけれども、オーストラリア、イギリスではこのような法規制がなされているという紹介でございました。

以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございます。

曽我部委員、御尽力いただいたようなのですけれども、何か追加で御発言いただくことはありますでしょうか。

○曽我部委員　ありがとうございます。

特にはないのですけれども、要は、海外諸国におきましては、青少年保護の問題がかな

り進展していて、これを日本でどう受け止めるかというところが今後の課題になってくると思われますので、関係の皆様におかれましては、本編あるいは概要の資料をぜひ御活用いただければと思います。

以上です。

○木村座長　どうもありがとうございます。

では、先生方から何か御意見等あれば、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

竹内先生、お願いいたします。

○竹内委員　まとまっていまして、いい資料だと思います。特に印象に残ったのは、「進んでいる」と言われているオーストラリアでも年齢認証は日本と同様に課題だということです。年齢認証が一つの勝負で、世界中がどうしていくか試行錯誤している状況だと再認識しました。どう年齢認証して、有効な措置につなげるか。私は今度オーストラリアの方々とも話すのですけれども、その辺りに興味があります。私たち日本もこれからこどもたちの未来を本気で考えるときに、スマホ利用者の年齢をどう把握するか。そして現行法で対応していくのか、新しい法律が必要なのか、その辺りについて諸外国の動向を見ながら、方向性を定めていくべきだと感じています。

○木村座長　どうもありがとうございます。

ほかの委員の先生方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次に、議題５の「ICTeacher’s学校現場実践報告について」、これは桝田先生にお願いしたということですので、御説明をお願いいたします。

○桝田委員　皆さん、こんにちは。板橋区立高島第二小学校校長の桝田でございます。

この４月に異動になりまして、この報告は、昨年度まで着任しておりました舟渡小学校での報告とさせていただきます。

まず、お手元の資料を御覧ください。「１．学校現場実践に至るまでの経緯」です。

2023年度高校生ICT Conference最終発表をこの場で聞かせていただきました。そのときのテーマが「ICT機器を教育に」ということで、長野県と長崎県の高校生が発表してくれました。そのときの発表内容を受けて、提言として彼らが、小中学生に対して実践的かつ効果的なICTの使い方をカリキュラムに導入すべきということを言いました。そこで、私が「学校でやってみたいですか。どんなカリキュラムを考えていますか」と尋ねたところ、長崎県の高校生が「ちょっとやってみたいです」ということだったのです。そのときに引率してくださった先生を介してメールで何回かやり取りしました。高校生ですから「総合的な探求の時間」に自分でカリキュラムを組んでつくってみたいということだったのですが、最後のゴールまでいきませんでした。やらせてあげたいという気持ちはあったのですが、残念でした。間に先生が入ってくださらないと難しいです。

そして、2024 年度、昨年度、やはりここでも高校生が発表しまして、このときのテーマは「生成 AI」だったのですけれども、生成 AI をどう効果的に使うかという話で、ここは神奈川県と長野県の学校の生徒さんが発表しました。そのときにもやはり新教育プログラムがあるべきということで、小学校では道徳、中学校では技術、高校では情報Ⅰに生成 AI の授業カリキュラムを組み込んだらどうだろうかという提案が出てきました。そこでまた今回も生徒さんたちに「学校でやってみたいですか」とお尋ねしました。そのときに引率された先生全員プラス、今回はリーダーになってくださっている米田先生と、それから ICT の事務局をやってくださっていた安心ネットづくり促進協議会の方にも同じようなメールを送りましたところ、今回は生徒さんの間の仲介に入ってくださって、３校ともやりたいということで、実現しそうだというところまで来ました。

そこで、では学校現場として何ができるかということで、私が所属しているのは小学校なのですが、いかんせん小学生は１年生から６年生、６歳から12歳までいますので、そこのターゲットはどうするということと、それから、やはりこのテーマ、生成AIで一番教えたいのは実は中学生なのではないかということで、小中一貫の連携校である、中学校の校長先生に打診したら、うちもやりたいということだったので、小学校、中学校両方でやってみませんかという話になりました。

年度内に行ったのは本校、小学生です。まず、対象をどうするか、当然６年生がやりたいということだったのですが、３クラス85名を一度に高校生が初めて教えるのは少し難しい、１クラスにしてほしいということでした。そして、中学校でやることが決まっていましたので、この子たちは同じ中学校に進学していきますので、では５年生ということで、学年主任のクラスを借りて行うこととしました。

プランは、それぞれの高校生がアイデアを出して、間に米田先生と事務局の方が入ってくださって、オンラインで準備を進め、最後、詰めの段階で私も一緒に入れていただいて、子供たちの実態から、これは45分ではできないとかできそうだとか、ここはいいのではないか、こういうのがあったらいいのではないかと意見を言わせていただきました。

令和７年２月15日、今年の２月の土曜公開の日をその日としました。そこで保護者や地域の方にも、デジタルネイティブの高校生が教えるのでぜひ見に来てください、５年生の保護者でなくてもいいですという御案内をして、授業を進めました。これは45分の２時間続きの90分で行っております。

テーマを見ていただくと、これは高校生が考えてくれたのですが、「ICTeacher's～なんとなくAIを使っていませんか～」ということで、AIの紹介から、AIを使えば便利だよとか、こういうところでだまされたら駄目だよというのを実体験を基に教えてくれました。

学習形態ですが、こどもたちにしっかり教えたいことは、今、小さい写真で出ていますが、前に４人並んで知識を教えてくれました。そして、こどもたちと会話したりするときには、４チームに分かれて高校生が１人ずつ入って、クイズを出したり問題を解いたり、遊び感覚で教えてくれました。そこを保護者が見てくれたということです。

アンケートを見ますと、とても分かりやすかったということと、「便利なものは上手に使う。危険なことは危険かもしれないと思いながら使えばいい」ということを５年生ながら回答しておりましたし、何より参観してくださった保護者の皆さんが「保護者にもこういうのが必要だよね」と言ってくれました。ここに見に来てくださっている保護者はやはりICTに対して意識が高い保護者だと思いますので、これが広がっていくといいなと思っております。

裏面にいきます。高校生がしっかりと企画書を作ってくれまして、彼らの思いが伝わっています。スクリーンショットなので見づらいかもしれませんが、後ほど御覧ください。そして、こどもたちが楽しい、よく分かったというような印象を持ってほしいということで、本当によく考えて授業のプリントやワークシートを作って、準備に励んでくれました。部活とか、勉強、塾とかあったと思いますが、夜21時過ぎにみんなで集まってつくり上げた成果です。アンケートはほんの一部ですけれども、後で御覧ください。

そして、今年度になりまして、私は異動してしまって、この日は見に行かれなかったのですが、舟渡小学校の連携校ということで、こちらはセーフティ教室の位置づけということで、中学校で実践してくれました。ただ、舟渡小学校でやってくれた４人の高校生は高校３年生になりまして、年度の最初ということで、準備をしたり東京に出てきたりというのは難しいということで、高校生ICT Conference経験者の大学３年生の学生さんが考えて行ってくれました。ここのテーマは「充実した生活を送るためにスマホ・ネットをどう使おう？」ということで、これもプレゼン形式で、使っている人、やっている人とか、手を挙げてもらいながら進めていったということを聞いています。まとめとして、ネットに使われるな、ネットを使いこなせという、いかにも大学生らしいメッセージが、７年生から９年生、中学１年生から３年生をこう言うのですけれども、どの生徒にも伝わったということで校長先生より報告を受けています。

アンケートを見ていただきますと、これは主に９年生、中学３年生ですけれども、「スマートフォンの良い使い方を大学生の実体験をもとに知れて良かったです」「危ないから使わないのではなくて上手に使うというのが大切だと気付いた」とか、私たちが狙っているところが生徒たちにきちんと伝わった結果となりました。保護者にもアンケートを取っているのですけれども、「今の子どもたちに合う令和のSNSセーフティ教室の授業で、とても素晴らしかった」ということで、やはり中学校でも見てくださる保護者がいますし、これが広がっていくといいなと思っています。

「今後に向けて」は私の純粋な感想ですけれども、高校生のすばらしい提言を実際に小学校と中学校で授業実践できたということは大きな一歩だったと思っています。今回の実践を踏まえて、それぞれの高校がある近くの小学校や中学校でぜひ広めてほしいと思っているとともに、彼らはやってどうだったのかというのを、今年度もあります高校生ICT Conference最終報告会とか、動画でも一部でもいいので、やってみて、こうでしたみたいな報告の機会が頂けたらすごくいいのかなと思いますし、併せて、12月は提言で終わるこ

となく、こういうのを考えて実際にやってみたらこうでしたというところまでいけるようになると、もっともっと進むと思っています。

最後に、これは本校の課題なのですが、全校児童の４分の１が外国籍の児童が占めています。１人１台端末があって学習に使っているのですけれども、学習で使いながら翻訳をしてというのが非常に難しいので、やはり今後どんどん増えるであろう、そういう学校現場が直面しているICT活用の課題をぜひテーマに上げてほしいと思っています。

報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○木村座長　桝田委員、どうもありがとうございました。委員御自身、大変お忙しいと思うのですけれども、実現までにいろいろ大変なこともおありだったようで、本当にありがとうございます。

今の御説明を聞いて何か御意見等あればお願いいたします。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員　すばらしい。校長先生、忙しいなかありがとうございました。

高校生に、自分たちが取り組んでみる機会を高校生に与えるのは、彼らにとっても非常に良いと思います。私は３年ぐらい前から、「ICTカンファレンスの高校生諸君はとても良い発表をしているが、『法律をつくるべき』とか『小中学生に教えるべき』とか、重要な指摘をしてくれているが、今一つ、自分事になっていない」と言い続けてきました。今回、こうやって、彼らが実際に自分たちの思いを実践できてよかったと思います。今回は、委員の校長先生が、彼らに実践の場を提供してくださいましたが、国全体でこういう方向、「こどもまんなか」に向かうべきだと思います。

改めて提案です。高校生は問題提起する立場だけではなく、小中学生への支援者的な立場を意識してほしいです。高校生ICT Conferenceができたのは、ガラケー時代の2012年、2013年ぐらいです。その頃は、高校生は被害者、当事者でした。そこから時代が変わり、この種の問題の当事者は、小中学生に広がってきています。そういう時代ですから、高校生は、当事者目線だけでなく、小中学生のファシリテーター、支援者としての立ち位置を明確にしてほしいです。

もう一つ言っておくと、ICT Conferenceができたときは、EMA（モバイルコンテンツ審査運用機構）が運営していましたが、EMAがなくなったので安心協が引き継いでいます。安心協は、絶やさずに運営してくださっていて頭が下がりますし、高校生もよく頑張ってくれていますが、くしくも校長先生がおっしゃった通り、自分たちの思いを言いっ放しでなく、実際にかたちにする機会まで提供することが重要だと思います。去年のこの報告会で、私が高校生を詰めた感じに見られたようですが、そうではなくて、校長先生がおっしゃるように、彼らはまだまだできます。高校生諸君が自分たちの感覚で社会課題に挑戦してみて、その結果から私たちは学ぶことだと思います。それを社会に生かしていくのがこの会の役割だと思います。校長先生、ありがとうございました。

○木村座長　ほかの委員から何かございますでしょうか。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　名前も出てきたし、ちょっとお話ししようかなと思って。すみません。

ICT Conferenceは、今のやり方だと、高校の一部の上澄みの人だけが検討して終わってしまうという非常にもったいないイベントになっているので、これをもう少し何とかしないといけないというのは前々からの課題だと思っていたのです。特に、一年に一遍、官公庁に来て発表して終わりというのは非常にもったいないので、これをつなげる方法にしていきたいと思っていたところです。一つの実践のモデル例としていただいたので、今後、何とかして続けていける方向で頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

尾上委員、お願いいたします。

○尾上委員　私もこの取組はすごく大事と思っておりまして、また、参加させてもらったこともあるのですけれども、各学校でこのConferenceをやっていけないのかなというのは参加したときに思っていました。先ほどもいろいろ意見が出ていたと思いますが、やはりピックアップしてその人だけがというよりは、学校の盛り上がりと、エキスパートといいますか、そういうことの知識を持った人たちが多くなっていくという過程がすごく大事かなと思いますので、ぜひとも文科省では、運営協議会、コミュニティ・スクールとかいうのはありますが、高校生を中心にそういったConferenceをやれるような仕組みができたらいいなと思います。意見です。

○木村座長　どうもありがとうございます。

大変すばらしい実践をしていただいたということで改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

○桝田委員　ありがとうございます。

○木村座長　では、桝田委員へは以上でよろしいでしょうか。

続きまして、議題６の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの進捗状況について」、お願いいたします。こども家庭庁から御説明ください。

○こども家庭庁　事務局でございます。

資料の６を御覧いただきたいと思います。こちらのワーキンググループは昨年の11月にキックオフいたしまして、これまでに５回にわたりまして、議論、ヒアリングをしてきたところでございます。本日のこの機会に親会である検討会の委員の皆様にも進捗状況を報告させていただきたいということで、議題として今回上げさせていただいております。

こちらのワーキンググループは、有識者委員の方６名、関係省庁８省庁が構成員という形で入って構成されているところでございます。この検討会の曽我部委員にワーキンググループの座長を務めていただいておりまして、また、上沼委員には座長代理を務めていた

だいているところでございます。また、竹内委員にも御参画いただいているということでございます。

１ページは、ワーキンググループの実施スケジュールについてということでございます。

ワーキンググループは昨年の11月にキックオフしました。

第２回のワーキンググループは、今年に入りまして２月に開催いたしておりますけれども、第２回のワーキンググループでは、諸外国の取組事例や課題・論点の洗い出しを実施したということでございます。諸外国における取組事例の中には、先ほど簡単に御報告させていただきましたオーストラリア、イギリスでの取組も含まれておりまして、このほか、アメリカ、EUにおける様々な取組も紹介させていただいたところでございます。

今年の４月の第３回、第４回のワーキンググループにおきましては、関係事業者、また関係団体等からヒアリングを行ったところでございます。ヒアリングに来ていただいた方といたしましては、サービスの提供者たる事業者の方、ユーザーサイド、そのほかメンタルヘルスという観点からヒアリングを実施したところでございます。

そして、第５回ワーキンググループは先月の24日に実施したところでございますが、ここまでのワーキンググループでの議論の中間整理的なものを実施するとともに、さらに課題・論点に係る議論を実施したという状況でございます。

第６回のワーキンググループでございますけれども、今週の金曜日に開催予定となっているところでございます。今後、議論を深めるとともに、夏頃を目途に取りまとめを行う予定となっているところでございます。

スケジュールにつきましては、以上でございます。

本日は、第５回ワーキンググループまでの議論の状況についての御報告ということでございますけれども、第５回ワーキンググループで使いました資料から関係部分を抜き出しまして、こちらの資料の作成をしているところでございます。第５回ワーキンググループにつきましては、大きく２つ議論したところでございます。

１つ目が、議論を行うに当たっての視点ということでございます。お手元の資料の２ページ目になりますけれども、第５回のワーキンググループとしては、議論に当たっての視点を御提示いただきまして、議論いただいたところでございます。こちらにありますように大きく４点あるというところでございます。

１点目は、青少年の保護という観点があるわけですけれども、他方、青少年によるインターネット活用というのもあるということで、両者のバランスをどう図っていくか、そういった観点でございます。

２点目は、青少年がネットを利用する際に直面し得るリスクは様々あるわけですけれども、それを踏まえた上で、より幅広いステークホルダーの参画を求めることも含めまして、リスクに応じた多面的かつ総合的な対応を行うことが適切ではないかということでございます。

３点目は、青少年を保護するための措置を講ずるに当たっての優先順位、対応の方向性

の検討を併せて行うべきではないか、そういった視点でございます。

４点目は、論点に応じた所感を踏まえて、関係省庁が連携して検討を行うことが重要ではないか、こういった視点でございます。

第５回のワーキンググループで前提として持つべき視点について議論いただいたところでございますけれども、もう少し整理したほうがいいのではないか、そういった御指摘もございまして、次回第６回は今週の金曜日になりますけれども、第６回のワーキンググループの中で改めて整理し直したものを御提示して、もう少し議論いただく、そのように予定しているところでございます。

それから、前回のワーキンググループの中で２つ目の大きな話としまして、中間整理的なことを行ったということでございます。資料の３ページから６ページまで、それぞれリスクごとに実際に委員の方々から頂いた主な意見を抜粋しまして、掲載したものでございます。この時点では必ずしも意見の集約というところまでは至っていないのですけれども、それぞれコンテンツリスク、コンダクトリスク、コンタクトリスク、横断的なリスク、そういったリスクごとに頂いた御意見をこのような形でまとめたということでございます。

なお、今、申し上げたリスクでございますけれども、これまでの議論はOECDのリスク分類表に基づいて議論を進めてきたところでございます。OECDのリスク分類表につきましては、本件資料の８ページに参考としてつけておりますので、後で御覧いただければと思いますけれども、こちらの表を基に今まで議論を進めてきたということでございます。

７ページは、有識者から上げられた、いろいろな項目、課題につきまして、現在どういった対応がなされているのかをまとめた表です。左側に項目が８つほどあります。闇バイト、セクスティングを含む性被害、誹謗中傷、偽・誤情報、アダルト広告、その下に生成AIとありますが、ここで言う生成AIというのは主に性的ディープフェイクですね。卒アル問題と言われるようなもの、そういったものを念頭に置いているものでございます。それから、その下に課金を含む消費者行動とありますけれども、課金というのが一番典型的なものではないかと思われるところでございますが、消費者関連リスクとして課金。一番下に、これは横断的なリスクに含まれるものですけれども、長時間利用やメンタルヘルス、そういった課題があるのではないかということで、具体的に８つの項目、これは各委員から頂いた意見を基に抽出しまして、上げております。横軸ですけれども、それぞれの項目・課題につきまして、法律による対応はどうなっているのか、また、法律以外の対応、これは端的には民間等による取組になろうかと思いますが、そこはどうなのかとまとめています。

第５回のワーキンググループでは、今、申し上げたような資料を用いて議論を進めたところでございますけれども、有識者委員の方々からまた新たに様々な御指摘を頂いたところでございます。ステークホルダー、プレーヤーは様々いるわけなのですけれども、それぞれに対してどのような規制がかかっているのか、どのような自主的な取組等がなされているのか、その辺が分かるようなものがあればいいのではないか、そういった御指摘も頂

いたところでございます。第６回のワーキンググループでは、そういった御指摘も踏まえて、新たに表を作成して御提示しようかと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、これまでの検討状況の御報告でございます。今後のワーキンググループにおきまして、議論をさらに深めるとともに、ワーキンググループが目標とします課題・論点の整理を引き続き行ってまいりたい、夏頃の取りまとめを目指したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございます。大変短期間に集中して議論していただいているようで、本当にありがとうございます。

では、質問等があればお受けしたいと思いますが、本日、時間が限られておりますので、ワーキンググループへの御意見があるという場合には、大変恐縮ですけれども、御意見の提出については、お手数ですけれども、後日、書面にて事務局まで御提出をお願いできればと思います。今日は、今、御説明いただいた中で特に御質問等あればお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。途中経過ということで御説明いただいたのですけれども。

座長が曽我部先生ということですので、もし何か追加で御説明いただくようなことがあれば、お願いできればと思います。

○曽我部委員　ありがとうございます。

特にはないのですけれども、先ほど御紹介いただきましたとおり、座長を仰せつかっていまして、あと、上沼先生、竹内先生、各省庁の方々も御協力いただきまして、進めております。

私が不慣れなもので、試行錯誤しながら進めてきておりますが、先ほどありましたとおり、何とか今週金曜日の次回にもう少し一定のまとまったものをお示しできるかなと思っておりますので、こちらの検討会の先生方には引き続き御指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○木村座長　伺っているだけでも大変な作業だと思いますので、事務局の方、御苦労が多いかと思いますけれども、座長を中心にぜひ進めていただければと思います。

では、今日のところはよろしいでしょうか。もし細かい点等あれば書面で事務局にお願いできれば思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、議題７の「『こども若者★いけんぷらす』によるこどもからの意見の聴取について」、これもこども家庭庁から御説明ください。

○こども家庭庁　事務局でございます。

資料の７を御覧いただければと思います。「『こども若者★いけんぷらす』によるこどもからの意見の聴取」ということでございますが、こちらの取組につきましては、こども家庭庁全体での取組でございます。昨年12月の検討会でも御紹介させていただいたところでございますけれども、「こども若者★いけんぷらす」というのは、こども家庭庁や各府

省庁が子供、若者の意見を聴取して、それを政策に反映していこう、そういった取組でございます。

「こども若者★いけんぷらす」は、昨年夏に第６次基本計画の策定に際しましても実施したところでございます。具体的には、第６次計画あるいはリーフレットのほうに子供の意見も取り入れて反映させていただいているところでございますけれども、今回実施予定の「こども若者★いけんぷらす」につきましては、現在開催しております、先ほど御説明したワーキンググループを踏まえて実施するというものでございます。

表紙をおめくりいただければと思いますが、こちらは、今週の土曜日、５月24日の午後にこども家庭庁において対面で実施する予定としております。テーマにつきましては、こちらにあるとおりなのですけれども、「SNSもネット動画も、安心して楽しみたい！スマホ時間のモヤモヤ、聴かせて！」でございます。どのような問題にどうやって取り組んでいけば子供が安全に安心してインターネットを利用できるようになるのか、そういった観点から子供の意見を聴こうというものでございます。募集対象でございますが、ぷらすメンバーというのは「こども若者★いけんぷらす」にあらかじめ登録している子供たちですけれども、ぷらすメンバーのうち、小学４年生から高校生を対象、30名程度募集したところでございます。予想以上というか、最終的には40名余りが参加していただける見通しになっております。小学４年生から高校生を対象に話を聴くという予定でございます。

３枚目は、何を話し合うのかということですけれども、この案内の中で３つほど上げているところでございます。「SNSや動画サイトなどのインターネットを使う中で、困っていることや嫌なこと、辛いことなどはありますか」あるいは「SNSを利用していて、良くなかったと思う投稿や、失敗してしまったなと思ったことはありますか」、これはちょっと後ろ向きな内容にはなってしまうところなのですが、もちろんいい面に加えて、他方、嫌なこと、失敗したと思ったこと、そういったことをぜひ聴ければと思っているところでございます。また「安全・安心にインターネットを使うために、どのような仕組みやサポートがあれば良いと思いますか」、これは主に中高生を対象に聴こうと思っているところなのですが、こういった内容の問いかけをしていこうということでございます。こちらは、明日、あさって、45分ずつぐらいですけれども、実際に参加してもらう子供たちに事前に説明会を行うこととしております。

４枚目ですけれども、頂いた意見の活用という点につきましては、ワーキンググループでの議論に反映したいと考えております。また、今後の各種検討に当たってもいろいろとヒントになる部分もあるのではないかと考えるところでございまして、そういった各種検討に当たっても活用できればと思っているところでございます。結果につきましては、また検討会の委員の皆様にも共有させていただきたいと考えているところでございます。

本件は以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございます。

今の御説明について何か御質問、御意見があればお願いいたします。特にございません

でしょうか。

特に御意見ないようですので、土曜日ということで大変かもしれませんけれども、よろしくお願いできればと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をお願いできますでしょうか。

○事務局　事務局でございます。

本日はどうもありがとうございました。

次回の第65回の検討会についてでございますけれども、先ほどワーキンググループの取組状況について御説明させていただきましたが、夏頃を目途に取りまとめを行う予定でございます。この取りまとめができた後に、速やかに検討会の委員の皆様にもその結果等につきまして御報告したいと考えているところでございます。次回の第65回検討会につきましては、ワーキンググループの取りまとめ結果の御報告、こういった内容を予定しているということでございまして、また別途、日程照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木村座長　ありがとうございます。

では、以上で本日の検討会を終了させていただきます。特にワーキンググループの先生方には大変な作業をお願いしているかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上とさせていただきます。